

憲法 B (統治機構)

担当：柳瀬 昇

第 1 回 立憲主義の基本原則 (2)

日本国憲法の三大原則として、国民主権主義、平和主義、人権尊重主義の3つがあるということについては、「憲法 A (人権)」の講義で習ったはずですが。今回は、これらの基本原則を支える補助的原則である権力分立、法治主義、法の支配についての説明を通じて、立憲主義という政治原則について考えてみましょう。

1. 日本国憲法の基本原則

- ・ 憲法の目的は、国家権力を制約することにより、個人を最大限に尊重できる社会をつくり、もって、各人の幸福追求を実現することにある。
- ・ 人権尊重主義 (基本的人権の尊重)、国民主権主義、平和主義の 3 つが、日本国憲法の三大原則である。
- ・ 補助的原則として、権力分立、法治主義、法の支配などが考えられる。

2. 権力分立

- ・ 国家権力が単一の国家機関に集中している場合、国家がひとたび人権を侵害しようとするれば、その被害は甚大である。そこで、近代立憲主義憲法の多くは、国家権力をその性質に着目していくつかに分類し、それぞれを別の機関に担当させ、相互に抑制と均衡を図らせ、全体として国家権力が公正に行使されるようにしている。

3. 法治主義と法の支配

- ・ 国家権力が国民を統治する際には、必ず国会で制定された法律によらなければならない (形式的法治主義)。
- ・ 国会が法律を制定する際には、必ずその内容が憲法に抵触しないようにしなければならない (法の支配)。

4. 立憲主義の意義と変遷

- ・ 立憲主義 (constitutionalism) とは、国家の権力行使は憲法に基づいて行われなければならないとする政治原理である。
- ・ 市民革命以後の近代立憲主義においては、国家による干渉はできるだけ少ないほうがよいと考えられた。国家の役割としては、警察や防衛等の必要最小限度のみが求められ、人権は、自由権を中心に考えられていた。
- ・ 資本主義の高度化に伴い、さまざまな弊害が顕在化したが、それを解消するために、国家が積極的に国民生活に関与することが求められるようになった。

今日の講義の復習として、教科書の 1.2.3～1.2.4 (12-15 頁) を読んでおきましょう。次回から、憲法の後半部分である統治機構論に入ります。

最初に取り上げるのは、国会です。国権の最高機関、国の唯一の立法機関、そして、国民の代表機関である国会に関して、その地位、組織及び権能について、憲法や国会法などの規定を見ながら、考えていくことにしましょう。

Q1 「法の支配」の原理に関する次のアからウまでの各記述について、それぞれ正しい場合には 1 を、誤っている場合には 2 を選びなさい。

ア。「法の支配」は、「人による支配」を排斥し、権力を「法」で拘束することによって国民の権利・自由を保障することを目的とする原理である。

イ。「法の支配」は、「法律による行政」の原理を意味するものであり、その法律自体の内容は問わない原理である。

ウ。日本国憲法も、憲法の最高法規性、基本的人権の保障、特別裁判所の設置の禁止、そして裁判所による違憲立法審査権等からして、「法の支配」の原理に立脚しているといえる。

(2014 年司法試験短答式試験)